

2021年3月19日
沖縄電力株式会社

卸電力市場価格の急激な高騰を踏まえたインバランス料金 および再生可能エネルギー電気卸供給料金の特別措置について

当社は、経済産業省から、この冬の厳しい寒さと天候不順等による全国的な電力需給のひっ迫に起因する卸電力市場価格の高騰を踏まえ、小売電気事業者が接続供給に係るインバランス料金^{※1} および再生可能エネルギー電気卸供給料金^{※2}を最大5か月間（後者は4か月間）にわたり均等に分割して支払うことが可能となる手続きを実施するよう要請を受け、特別措置を講ずることといたしました。（2021年2月12日プレスリリース済み）

今般、経済産業省から、前回要請内容からの更なる追加的対応として、接続供給に係るインバランス料金および再生可能エネルギー電気卸供給料金の支払いについて、2021年12月までの最大9か月間にわたり、均等に分割して支払うことが可能となる手続きを行うよう、3月18日に要請を受けました。

本要請を踏まえ、本日、「託送供給等約款以外の供給条件」および「再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、認可、承認を受けましたので、お知らせいたします。

前回の特別措置からの変更点は別紙のとおりです。

- ※1 小売電気事業者が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の需要計画に対する需要実績の差分をインバランスといたします。
需要と供給を一致させるために、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算額を「インバランス料金」といたします。
- ※2 一般送配電事業者が買い取った再生可能エネルギー電気は、希望する小売電気事業者などに対して卸供給を行っており、この卸供給を「再生可能エネルギー電気卸供給」といたします。
再生可能エネルギー電気卸供給にかかる精算額を「再生可能エネルギー電気卸供給料金」といい、その精算方法については「再生可能エネルギー電気卸供給約款」で定められております。

以上

（参照 URL）

託送供給等特例認可申請書（令和3年3月19日）

<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/consignment/download/index.html>

再生可能エネルギー電気卸供給約款特例承認申請書（令和3年3月19日）

<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/newenergy/download/index.html>

別紙：前回の特別措置からの変更点

前回の特別措置からの変更点

●インバランス料金

項目	前回 (2/10 申請 2/12 認可)	今回 (3/19 申請・認可)
①対象期間	1月分インバランス料金 (1月1日～31日)	変更なし
②対象料金	需要側の不足インバランス料金と 余剰インバランス料金の相殺分	変更なし
③猶予内容	最大 5分割	最大 9分割
(参考) 支払イメージ	4月5日：初回支払期日 4月～ 8月で最大5分割	4月5日：初回支払期日 4月～ 12月で最大9分割
④申請受付期間	2月15日～3月 15日	2月15日～3月 25日
⑤適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・需要家保護要件 ・事業健全性要件 ・事業継続性要件 	変更なし

●再生可能エネルギー電気卸供給料金

項目	前回 (2/10 申請 2/12 承認)	今回 (3/19 申請・承認)
①対象期間	2月15日以降に支払期日を迎える 最初の1か月分の料金	変更なし
②対象料金	卸料金全体	変更なし
③猶予内容	支払期限1か月延長* +最大 4分割 ※審査期間確保のため	支払期限1か月延長* +最大 9分割 ※審査期間確保のため
(参考) 支払イメージ	4月15日：初回支払期日 4月～ 7月で最大4分割	4月15日：初回支払期日 4月～ 12月で最大9分割
④申請受付期間	2月15日～3月 15日 ※2月15日までに経済産業省に 対して申し入れている場合に限る	2月15日～3月 25日 ※2月15日までに経済産業省に 対して申し入れている場合に限る
⑤適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・需要家保護要件 ・事業健全性要件 ・事業継続性要件 	変更なし